

原議保存期間	10年(平成42年3月31日まで)
有効期間	一種(平成37年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長

警察庁乙官発第2号、乙生発第10号
乙刑発第10号、乙交発第7号
乙備発第13号、乙情発第5号
平成31年4月1日
警察庁次長

警察庁指定広域技能指導官の指定及び広域活用に関する要綱の一部改正について(依命通達)

警察庁指定広域技能指導官については、「警察庁指定広域技能指導官の指定及び広域活用に関する要綱の制定について(依命通達)」(平成6年1月7日付け警察庁乙務発第1号ほか。以下「旧通達」という。)に基づき、その活用を示達してきたところであるが、この度、警察庁指定広域技能指導官の指定及び広域活用に関する要綱の一部を見直し、別紙のとおり改正することとしたので、警察庁指定広域技能指導官制度の積極的な運用を図られたい。

なお、旧通達は廃止する。

命により通達する。

別紙

警察庁指定広域技能指導官の指定及び広域活用に関する要綱

1 要綱の目的

この要綱は、全国的に見て極めて卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的
技能等」という。）を有する警察職員を警察庁指定広域技能指導官として警察庁長官
（以下「長官」という。）が指定することにより、その名誉をたたえるとともに、警
察全体の財産として、都道府県警察の枠組みにとらわれない広域活用を図ることを
目的とする。

2 警察庁指定広域技能指導官の指定等

- (1) 長官は、各局部長、各附属機関の長、各地方機関（警察支局を除く。）の長又は
警視総監若しくは道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）の推薦に基
づき、専門的技能等を有する者であつて他の警察職員の模範となると認めるもの
を警察庁指定広域技能指導官として指定するものとする。

指定の対象となり得る者は、別表のとおりとする。

- (2) (1)の指定は、警察庁次長を委員長とし、各局部長を委員とする審査委員会の
審査を経て、長官が指定書を交付することによって行うものとする。
- (3) 長官は、警察庁指定広域技能指導官を指定したときは、当該指定に係る者の所
属及び氏名、専門的技能等の内容等を警察庁指定広域技能指導官名簿に登録し、
及びその周知を図るものとする。
- (4) 長官は、警察庁指定広域技能指導官として指定を受けた者が、(1)の要件を欠
くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すものとする。

3 警察庁指定広域技能指導官の活用等

- (1) 警察本部長等は、警察庁指定広域技能指導官による警察活動上必要な助言、所
属の警察職員への専門的技能等の教養その他の支援を求めることができる。
- (2) 警察庁は、研修会等を定期的で開催し、警察庁指定広域技能指導官の有する専
門的技能等の維持向上に努めるものとする。

4 その他

- (1) 審査委員会の庶務その他この要綱の実施に関する事務の取りまとめは、警察庁

長官官房人事課において処理する。

- (2) 2(2)の審査又は(3)の周知について、専門的技能等の性格上、これらの規定により難しい場合は、別に定めるところによる。
- (3) (2)のほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別表

警察庁指定広域技能指導官の指定の対象となり得る者

- 被疑者の取調べ、情報の収集・分析、検視等に極めて卓越した技能を有し、困難な事件・事故の解明に幾度となく寄与した者
- サイバー犯罪、航空機事故、薬物銃器事犯、悪質・危険な運転による交通事故等、特殊な分野での事件・事故の捜査に極めて卓越した技能を有し、その解明に幾度となく寄与した者
- 留置管理、通信指令、鑑識、交通規制等の分野において、極めて卓越した技能又は知識を有し、困難な事案の処理、解決に幾度となく寄与した者
- 地域警察官として極めて卓越した職務質問技能をもって被疑者検挙に高い実績を挙げるなど、他の模範となる評価を受け、かつ、指導能力に優れた者
- その他専門的 skill 等を有し警察庁指定広域技能指導官として指定するにふさわしい者